

裁 決 書

審査請求人 * * * *

処 分 庁 長与町長

審査請求人 * * * * (以下「審査請求人」という。)が、令和 5 年 4 月 7 日に提起した、処分庁による令和 5 年度国民健康保険税の公的年金からの特別徴収に係る仮徴収処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 * * * * 年 * * 月 * * 日、審査請求人は、長与町国民健康保険の資格を取得し、現在に至るまで、継続して長与町国民健康保険の被保険者である。
- 2 * * * * 年 * * 月 * * 日、審査請求人は、年齢 65 歳に達し、国民健康保険税の納付を特別徴収により行う者の要件を具備するに至った。
- 3 令和 5 年 4 月 4 日、処分庁は、「令和 5 年度国民健康保険税仮徴収額納税通知書」(以下「本件処分通知」という。)により、審査請求人に対して通知した。
- 4 令和 5 年 4 月 6 日、審査請求人は、架電により処分庁に対し、本件処分の根拠となる法令及びその条項等に関して書面による回答を求める問合せを行い、処分庁担当課は、書面を作成して回答する旨を応答した。
- 5 令和 5 年 4 月 7 日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審

査請求を行った。

- 6 令和5年4月14日、処分庁は、審査請求人の自宅を訪問し、4の問合せに対する回答書面を手交した。この際、口座振替の方法により納付することを申し出ることにより、徴収方法を普通徴収へ変更することができる旨の情報提供を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の5点を主張し、本件処分は違法であるとして、その取消しを求める、というものである。

- (1) 本件処分通知には、法令の根拠が記載されていない。
- (2) 本件処分には、法令の根拠がない。
- (3) 国民健康保険税に係る普通徴収と特別徴収の徴収開始時期が異なることは、憲法第14条に定める法の下での平等に反する。
- (4) 本件処分のうち、令和5年8月期の徴収は、仮徴収でなく本徴収となるはずである。
- (5) 本件処分における仮徴収額である****円（期別：****円）という額には、法令の根拠がない。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、本件処分は次のような認識と判断によるものであって、審査請求人の主張には理由がないことから、本件処分には違法又は不当な点はない旨を主張している。

- (1) 本件処分通知には、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく処分の内容を記載しているものの、本件処分の根拠となる法令の条項までは、記載していないことを認める。
- (2) 本件処分には法令の根拠がないという審査請求人の主張に関し、本件処分は、地方税法第706条の2及び第718条の7の規定に基づき決定したものであり、法令の根拠が存するから、当該主張は認められない。
- (3) 国民健康保険税の徴収時期について、普通徴収にあつては国民健康保険税額が確定した後の6月期から、特別徴収にあつては同額が確定する前の4月期から、それぞれ徴収が始まることが、日本国憲法第14条の規定に基づく法の下での平等に反するという審査請求人の主張に関し、処分庁は、これを認否する立場にない。

なお、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 4 号の規定に基づき、口座振替の方法により納付する旨の申出があったことを考慮した上で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると町長が認める場合は、普通徴収の方法に変更することができる旨を「国民健康保険税の納付方法の変更について（お知らせ）」（「令和 4 年度国民健康保険税納税通知書」（令和 4 年 6 月 15 日付け）同封文書）において情報提供している。

- (4) 本件処分のうち、令和 5 年 8 月期の国民健康保険税の特別徴収は仮徴収でなく本徴収とすべきであるという審査請求人の主張に関し、地方税法第 718 条の 7 第 1 項の規定において、既に国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者であった者について、特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合には、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額を、総務省令で定めるところにより特別徴収の方法によって仮徴収するものと規定されていることから、当該主張は、認められない。
- (5) 本件処分における仮徴収額である * * * * 円（期別：* * * * 円）という額には法令の根拠がないという審査請求人の主張に関し、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 36 において、仮徴収額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額と規定されており、本件処分に係る当該額は、令和 5 年 2 月期に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額に相当する額である * * * * 円（仮徴収額合計額：* * * * 円）であることから、過誤はなく、法令の規定に基づき決定したものであり、当該主張は、認められない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法第 718 条の 7 第 1 項は、当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に支払われる場合には、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額を、総務省令

で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする、と規定する。

- (2) 地方税法施行令第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 4 号は、国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者である世帯主から口座振替の方法により納付する旨の申出があったことその他の事情を考慮した上で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると町長が認める場合は、国民健康保険税に係る特別徴収対象被保険者から除かれる旨規定する。
- (3) 地方税法施行規則第 24 条の 36 は、地方税法第 718 条の 7 第 1 項に規定する支払回数割保険税額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額とする、と規定する。

2 本件処分について

- (1) 審査請求人は、本件処分又はこれに係る仮徴収額が法令の根拠なく決定されたものであり、違法又は不当である旨主張する。

しかし、本件処分は、地方税法第 718 条の 7 第 1 項及び地方税法施行規則第 24 条の 36 にその根拠が明定されており、当該規定に従い決定されたものであるから、違法な点は認められない。

また、本件処分は、地方税法第 706 条第 2 項及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 2 第 3 項第 4 号の規定により、特別徴収対象被保険者である審査請求人からの口座振替の方法により納付する旨の申出があれば、普通徴収の方法による徴収に切り替えることができ、これにより期別の徴収額を一定程度調整することができる状況においてなされたものである。当該普通徴収への切替えに関する案内は、令和 4 年度に審査請求人が新たに特別徴収対象被保険者となった時点のほか、本件審査請求に係る問合せへの対応の際適時に行われたことから、本件処分を不当な処分と認めることもできない。

- (2) 審査請求人は、国民健康保険税の普通徴収に係る徴収開始月と特別徴収に係る徴収開始月が異なることは、憲法第 14 条第 1 項の規定に反する旨を主張する。

この点、憲法第 81 条の規定による違憲審査権が裁判所にのみ付与されたものであると解されることから、審査庁は本件処分及びその根拠となる法令が憲法に適合するかどうかを判断する権限を有しておらず、審査請求において当該主張の適否を判断することができない。

- (4) このほか、審査請求人は、本件処分通知に本件処分の根拠となる法令の名称等が記載されていないことについても縷々不服を述べているものと解されるが、本件処分通知中に当該記載を義務付ける旨規定する特別の法令の規定は存在せず、

当該根拠法令は公開されており、問合せ等により容易に確認できる状況である。
また、当該記載がないことをもって本件処分における法の適用が変わるわけではなく、この点について、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は、認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 6 年 3 月 5 日

審査庁 長与町長 吉 田 慎 一

（教示欄）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。